

浜松市児童福祉法施行細則第12条第2項の内、児童福祉法第27条第1項第3号及び第27条第2項の規定による措置並びに児童福祉法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助を行ったときの本人又はその扶養義務者の負担する費用の徴収額を定める要綱

浜松市児童福祉法施行細則第12条第2項の内、児童福祉法第27条第1項第3号及び第27条第2項の規定による措置並びに児童福祉法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助を行ったときの本人（以下「措置児童等という。」）又はその扶養義務者の負担する費用の徴収額は、表1の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下同じ。）の措置児童等及び措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホーム（児童福祉法第6条の3第1項による事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる徴収金基準額を徴収額とする。

なお、令和元年12月31日までに児童養護施設等に入所した措置児童等は、表2の認定方法による徴収金基準額が表1の認定方法による徴収金基準額を上回る場合、当分の間、表1によって定まる徴収金基準額を徴収額とし、上回らない場合には表2によって定まる徴収金基準額を徴収額とする。令和元年9月30日までに障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所した措置児童等は、表3の認定方法による徴収金基準額が表1の認定方法による徴収金基準額を上回る場合、当分の間、表1によって定まる徴収金基準額を徴収額とし、上回らない場合には表3によって定まる徴収金基準額を徴収額とする。

表1

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	児童自立支援施設 通所部、児童心理 治療施設通所部、 自立援助ホーム	
階層 区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	0 円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100	
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500	2,200

C2	世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯	6,600	3,300
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000	4,500
D2		15,001円から40,000円まで	13,500	6,700
D3		40,001円から70,000円まで	18,700	9,300
D4		70,001円から183,000円まで	29,000	14,500
D5		183,001円から403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	20,600
D6		403,001円から703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）
D7		703,001円から1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）
D8		1,078,001円から1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措	その月のその入所世帯にかかる措置

			置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。た だし、その額が 102,900円を超 えるときは102,900 円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が51,400円 を超えるときは 51,400円とする。)
D10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。た だし、その額が 122,500円を超 えるときは122,500 円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が61,200円 を超えるときは 61,200円とする。)
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。た だし、その額が 143,800円を超 えるときは143,800 円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が71,900円 を超えるときは 71,900円とする。)
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。た だし、その額が 166,600円を超 えるときは166,600	その月のその入所 世帯にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が83,300円 を超えるときは 83,300円とする。)

			円とする。)	
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただ し、その額が 191,200円を超 えるときは191,200 円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が95,600円 を超えるときは 95,600円とする。)
D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備考	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)租税特別措置法(昭和32年法律第26号)災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。))に係る取扱いについて」及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。))に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条</p>			

第1項、附則第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び附則第82条第1項

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1)「単身世帯」… 扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）

(2)「母子世帯等」… 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。

(3)「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」… 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(4)「その他の世帯」… 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1

月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの((2)に掲げる者を除く。)

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額 + 児童入所施設に係る徴収金基準額 × 0.1 × (当該世帯における施設入所児童の人数 - 1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障

	<p>害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収基準額は0円とする。</p>
--	---

表2 (令和2年1月1日から)

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	児童自立支援施設 通所部、児童心理 治療施設通所部、 自立援助ホーム	
階層 区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	0 円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯)	4,500	2,200	
D1	A階層及びC階層を	9,000円以下	6,600	3,300
D2	除き当該年度分の市町村民税の課税	9,001円から 27,000円まで	9,000	4,500
D3	世帯であって、その市町村民税所得	27,001円から 57,000円まで	13,500	6,700
D4	割の額の区分が次の区分に該当する	57,001円から 93,000円まで	18,700	9,300
D5	世帯	93,001円から 177,300円まで	29,000	14,500
D6		177,301円から	その月のその措置	20,600

		258,100円まで	児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	
D7		258,101円から 348,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）
D8		348,101円から 456,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）
D9		456,101円から 583,200円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。）
D10		583,201円から 704,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超え	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは

			るときは102,900円とする。)	51,400円とする。)
D11		704,001円から 852,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただ し、その額が 122,500円を超 えるときは122,500 円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が61,200円 を超えるときは 61,200円とする。)
D12		852,001円から 1,044,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただ し、その額が 143,800円を超 えるときは143,800 円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が71,900円 を超えるときは 71,900円とする。)
D13		1,044,001円から 1,225,500円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただ し、その額が 166,600円を超 えるときは166,600 円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が83,300円 を超えるときは 83,300円とする。)
D14		1,225,501円から 1,426,500円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただ し、その額が 191,200円を超 えるときは191,200 円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が95,600円 を超えるときは 95,600円とする。)
D15		1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収
備考	1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1~D15階層における「所			

得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 階層区分の認定について、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和元年12月31日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないよう、都道府県等の判断により、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

- 3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

- 4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム及び里親をいう。

- 5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 「単身世帯」… 扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）

(2) 「母子世帯等」… 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又

は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」
... 次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(4)「その他の世帯」... 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

6 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。

(1)婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの((2)に掲げる者を除く。)

(2)(1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3)婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

7 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

	<p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額 + 児童入所施設に係る徴収金基準額 × 0.1 × (当該世帯における施設入所児童の人数 - 1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収基準額は0円とする。</p>
--	---

表3 (令和元年10月1日から)

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設
階層区分	定義	徴収金基準額(月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0 円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税	4,500

	世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）		
D1	A階層及びC階層を除き当	12,000以下	6,600
D2	該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,001円から 30,000円まで	9,000
D3		30,001円から 60,000円まで	13,500
D4		60,001円から 96,000円まで	18,700
D5		96,001円から 189,000円まで	29,000
D6		189,001円から 277,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）
D7		277,001円から 348,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）
D8		348,001円から 465,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）
D9		465,001円から 594,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。）
D10		594,001円から 716,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。）
D11		716,001円から 864,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。）

D12		864,001円から 1,056,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。）
D13		1,056,001円から 1,238,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。）
D14		1,238,001円から 1,439,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。）
D15		1,439,001円以上	全額徴収
備考	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。</p> <p>(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>(3) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていな</p>		

いもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0円とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。

4 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 「単身世帯」… 扶養義務者のいない世帯

(2) 「母子世帯等」… 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」… 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

	<p>(4) 「その他の世帯」... 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>6 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。</p> <p>ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。</p> <p>7 6の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。</p>
--	---

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。